

糸魚川市駅北大火に係る糸魚川市災害義援金の第2次配分計画

1 配分原資

| | |
|----------------|------------------------------------|
| 糸魚川市が受け付けた義援金 | 389,951,785 円 (平成 29 年 2 月 20 日現在) |
| 新潟県配分委員会義援金送付額 | 107,035,516 円 (平成 29 年 2 月 17 日現在) |
| 義援金合計額 | 496,987,301 円 |
| 第1次配分見込額 | 200,000,000 円 |
| 第2次配分予定額 | 296,987,301 円 |

2 配分方針

- (1) 大火により被害を受けた建物に居住していた者又はその建物で事業を営んでいた者及びその建物の所有者に対し、見舞金として配分
- (2) 被災地区の区民が、区外に一時転居したことによる区費等の被災地区への支援
- (3) 被災者生活再建支援法の支援が及ばない、事業用建物等の再建築支援
- (4) 住宅再建築支援

3 配分

- (1) 見舞金としての配分

① 配分単価

単位: 千円

| 番 号 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|--------------|-------------------------------|---------------------------|----------------------------------|----------------------------|------------------------|-------------------------|
| 対象者 建物の被害 | 自己所有の住宅 (店舗併用住宅を含む)に住んでいた者 | 自己所有の建 物で事業を営 んでいた者 | 貸家、アパー ト、貸事務所、 貸店舗の所有 者 | 貸事務所、貸 店舗で事業を 営んでいた者 | 貸家、アパー トに住んでいた 者 | 左記以外の住 宅(空家)等所 有者 |
| 全壊 | 1,000 | 1,000 | 500 | 500 | 500 | 200 |
| 大規模半壊 | 1,000 | 1,000 | 500 | 500 | / | / |
| 半壊 | 500 | 500 | 250 | 250 | / | / |
| 一部損壊 | 100 | 100 | 50 | 50 | / | / |

ア 第1次配分で実施した世帯員加算は実施しない。

イ ⑥のうち、ガス水道を開栓し、常時使える状態にしてあった住宅については、500千円加算する。

ウ イのうち、頻繁な利用が確認できた住宅については、500千円加算する。

② 配分金額 112,500 千円

(2) 被災地区支援

- ① 配分金額 2,995 千円

(3) 事業用建物等の再建築支援

① 内容

被災者生活再建支援法の対象にならない事業用建物・空家等を所有していた者が、新たに糸魚川市内に再建築する場合に支援する。

また、今まで貸事業所、貸店舗等で事業を営んでいた者が、新たに事業用建物を建築（取得）する場合も支援する。

② 配分単価

2,500 千円

ただし、取得価格が配分単価を下回る場合は、取得価格を限度とする。

(4) 住宅の再建築支援

① 内容

被災者生活再建支援法により住宅建築（取得）による加算支援金を受ける者に支援する。

② 配分単価

1,000 千円

ただし、取得価格から生活再建支援法による加算支援金を控除した額が配分単価を下回る場合は、取得価格から生活再建支援法による加算支援金を控除した額を限度とする。

4 配分予定額

約 280,000 千円